



## II 最適化活動の目標

### 1 最適化活動の成果目標

#### (1) 農地の集積

##### ① 現状及び課題

現状	管内の農地面積(A)	これまでの集積面積(B)	集積率(B)／(A)
	4,750 ha	2,141 ha	45.1 %
課題	高齢化等による農業従事者の減少、耕作放棄地の増加、未整備田地域や中山間地でのほ場条件の悪さが農地の集積を図る課題となるなか、地域計画の策定及び実質化が急務となる。		

※1 農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入

※2 「農地の集積」は、経営局長通知の別表1に掲げる者への農地の集積をいう

※3 「集積面積」は、局長通知別表1に掲げる者へ集積された農地の面積をいう(以下同じ。)

##### ② 目標

農地の集積の目標年度	令和13 年度	集積率	75.0 %
今年度の新規集積面積	227 ha	農地面積(C)	4,674 ha
今年度末の集積面積(累計)(D)	2,368 ha	(目標)今年度末の集積率 (E)=(D)／(C)	50.7 %

※ 農地の集積の目標年度及び農地集積率には、設定した目標の根拠とした目標の目標年度及び当該目標年度における農地集積率を記入

#### (2) 遊休農地の解消

##### ① 現状及び課題

現状	直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況		
	1号遊休農地面積	うち緑区分の遊休農地面積	うち黄区分の遊休農地面積
	231.2 ha	194.7 ha	36.6 ha
課題	<p>農業者の高齢化、後継者の不足や獣害等により、新たな遊休農地が発生している。 特に中山間地域は認定農業者や農地所有適格化法人とともに、小規模ながらも地域農業を支える担い手の存在は大きく、離農する農業者対策が必要となる。 遊休農地が荒廃農地化することで、農村環境の悪化を招くことを懸念する。</p>		

##### ② 目標

###### ア 既存遊休農地の解消

###### a 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積	247.0 ha
緑区分の遊休農地の解消目標面積	49.4 ha

※ 緑区分の遊休農地の解消目標は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入

###### b 黄区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地	20.0 ha
--------------------------	---------

黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針	<p>8～12月 遊休農地の現況調査を実施 2～3月 ・判明した遊休農地の解消について、県、市、農地中間管理機構等と協議 ・基盤整備事業などの対応策の検討</p>
-------------------------	---

###### イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積	2.5 ha
---------------------------	--------

(3)新規参入の促進

①現状及び課題

現状	令和5年度新規参入者	令和6年度新規参入者	令和7年度新規参入者
	5 経営体 3.2 ha	2 経営体 0.2 ha	3 経営体 1.4 ha
課題	担い手へ集積・集約が、新規参入者への好条件の農地のあっせん等の弊害となっている。新規就農者の技術、経営、その他のサポート体制の充実が必要である。		

※ 現状欄は、直近3年度の新規参入した経営体数と当該経営体の経営面積の合計の農地面積を記入

②目標

権利移動面積	令和5年度	令和6年度	令和7年度	平均
	55 ha	215 ha	57 ha	109 ha
新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積	10.9 ha			

※1 過去3年間の権利移動面積は、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に基づく許可及び農業経営基盤強化促進法第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積(有償所有権移転(所有権に基づいて耕作の事業に供していたものに限る。)及び賃借権の設定並びに利用権の設定に限る。)を記入

※2 目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入

2 最適化活動の活動目標

(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数	10 日/月	最適化活動を行う農業委員の人数	18 人
		農地利用最適化推進委員の人数	45 人

(2)活動強化月間の設定目標

活動強化月間の設定回数	4 回	
取組時期	取組項目	強化月間の内容
8月	①農地の集積	最適化活動意見交換、研修会等への参加
9月	②遊休農地の解消	利用状況調査、意向調査の実施
1月	③新規参入の促進	新規就農相談会・研修会等への参加、新規就農希望者情報交換会への参加
3月	①農地の集積	集積・集約関連研修会等への参加

※1 取組項目欄は、①農地の集積、②遊休農地の解消、③新規参入の促進のいずれかを記入

※2 強化月間の内容欄は、活動強化月間の具体的な取組の内容を記入

(3)新規参入相談会への参加目標

新規参入相談会への参加回数	2 回		
開催時期	令和8年10月～11月	相談会名	未定
参加者数	10人	開催場所	未定
相談会の内容	滋賀県の新規就農支援策、新規就農者の体験談、意見交換会		
開催時期	令和9年1月～2月	相談会名	未定
参加者数	10人	開催場所	未定
相談会の内容	新規参入者、新規参入希望者等との意見交換		

※ 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加する相談会の数を記入(参加者数によらず、1名以上が参加する新規参入相談会ごとに1回とする)